2　前項の規定にかかわらず、事業法人向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるPDは、〇・〇三パーセントを下回らないものとする。

3　デフォルトに相当する格付を付与された事業法人等向けエクスポージャーのPDは、百パーセントとする。

（事業法人等向けエクスポージャーのLGD）

**第百三十三条**　先進的内部格付手法採用最終指定親会社が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるLGDは、当該事業法人等向けエクスポージャーについてデフォルト時に生じる経済的損失額のEADに対する割合を百分率で表した推計値とする。

2　基礎的内部格付手法採用最終指定親会社が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるLGDは、四十五パーセントとする。ただし、劣後債権の場合は、七十五パーセントとする。

3　前項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャー（劣後債権を除く。）に適格金融資産担保が設定されている場合は、法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に関する場合を除き、基礎的内部格付手法採用最終指定親会社は、次に掲げる算式により信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

LGD＝45パーセント×（第三章第六節第三款に規定する包括的手法に基づいて信用リスク削減手法の効果を勘案した後の事業法人等向けエクスポージャーの額）／（当該事業法人等向けエクスポージャーの額）

4　第二項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャー（劣後債権を除く。）を被担保債権として、適格債権担保、適格不動産担保又は適格その他資産担保（以下「適格資産担保」という。）が設定されており、次に掲げる運用要件を満たす場合であって、当該エクスポージャーの額に対する適格資産担保の額の割合が次の表に定める最低所要担保カバー率以上であるときは、基礎的内部格付手法採用最終指定親会社は、当該事業法人等向けエクスポージャーについて、当該適格資産担保の額を次の表に定める超過担保カバー率で除した額に相当する部分について、次の表に定めるLGDを適用することができる。ただし、同一の被担保債権に複数の適格金融資産担保又は適格資産担保が設定されている場合は、適格不動産担保及び適格その他資産担保の各最低所要担保カバー率は、適格金融資産担保及び適格債権担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額に対する適格不動産担保及び適格その他資産担保のそれぞれの額を基準として算出する。

| | 最低所要担保カバー率（パーセント） | 超過担保カバー率（パーセント） | LGD（パーセント） |
|---|---|---|---|
| 適格債権担保 | 零 | 百二十五 | 三十五 |
| 適格不動産担保 | 三十 | 百四十 | 三十五 |
| 適格その他資産担保 | 三十 | 百四十 | 四十 |

一　適格債権担保の目的たる債権（以下この号において「適格債権」という。）の運用要件は、次に掲げるものをいう。

イ　担保が提供される法的仕組みが強固なものであって、かつ、当該適格債権又はその売却代金に関する債権者の権利が確保されていること。

ロ　担保権の実行のために必要な措置がすべて講じられていること。

ハ　担保の設定に関する契約が、その諸条項に従って当該担保に関連のある法域において強制執行を行うことを可能ならしめるものであって、適法かつ有効に契約当事者を拘束するものであること。

ニ　ハに掲げる要件が、十分な法的調査及び法的論拠に基づくものであり、かつ、強制執行可能性が継続的に維持されていることが適時に確認されていること。

ホ　担保権の設定が、適切に書類に記載されており、当該適格債権又はその代り金を適時に回収するための明確で強固な手続が設けられていること。

ヘ　担保の目的たる債権の信用リスクを判断するための堅固な手続が設けられていること。

ト　当該適格債権の債務者（以下この号において「第三債務者」という。）の信用リスクの判断を被担保債権の債務者に依存して行われている場合は、第三債務者の健全性及び信用度を確かめるに当たり、被担保債権の債務者の信用供与に関する方針の検証が行われていること。

チ　被担保債権の額と当該適格債権の額との差額には、回収費用、当該適格債権のプールにおける一の第三債務者の集中度合い、基礎的内部格付手法採用最終指定親会社のエクスポージャー全体の中の集中リスクその他の勘案すべき要素がすべて織り込まれていること。

リ　被担保債権について、適切かつ継続的に監視を行っていること。

二　適格不動産担保の目的たる不動産（以下この号において「適格不動産」という。）の運用要件は、次に掲げるものをいう。

イ　担保権が、関連のある法域において適法かつ有効に成立し、当該担保の設定に関する契約の諸条項に従った強制執行が可能なものであって、適時かつ適切に登記されるものであること。

ロ　内部格付手法採用最終指定親会社が合理的な期間内に担保価値を実現し得るような担保の設定に関する契約及び当該契約を実行するための法的手続が設けられていること。

ハ　適格不動産の評価額が、評価日の公正な時価を上回るものではないこと。

ニ　年一回以上の頻度で適格不動産の担保価値が評価されており、かつ、適格不動産担保の担保価値が著しく低下したことを示す情報がある場合又はデフォルトその他の信用事由が発生した場合は、不動産鑑定士又は担保評価額の評価の精度が高いと認めるに足りる者により当該不動産が評価されること。

ホ　適格不動産の種別及び適格不動産を担保とする信用供与の方針（金利等の条件への勘案を含むが、これに限らない。）を明らかにした書類が整備されていること。

ヘ　適格不動産を損害や劣化から適切に保全するための措置が設けられていること。

ト　適格不動産について先順位の担保権の設定額及びその内容を継続的に監視されていること。

チ　適格不動産に起因する環境保全に関する債務が発生するリスクを適切に監視していること。

三　適格その他資産担保の目的たる資産（以下この号において「適格その他資産」という。）の運用要件は次に掲げるものをいう。

イ　前号イからチまでに掲げる要件を満たすこと。ただし、これらの規定中「適格不動産担保」とあるのは「適格その他資産担保」と、「不動産」とあるのは「資産」と、「適格不動産」とあるのは「適格その他資産」と、「登記」とあるのは「対抗要件が具備」と、「不動産鑑定士又は担保評価額の評価の精度が高いと認めるに足りる者により当該不動産」とあるのは「担保評価額の評価の精度が高いと認めるに足りる者により当該資産」と読み替えて適用するものとする。

ロ　担保権の順位が第一順位であること。

ハ　適格その他資産担保の設定に関する契約において、担保の詳細について記載されていること。

ニ　信用リスク管理指針において、内部格付手法採用最終指定親会社が評価の対象とする担保の種類並びにエクスポージャーの額に応じた適切な担保の額を定める方針及びその運用方法が記載されており、内部監査又は外部監査に利用できるように整備されていること。

ホ　適格その他資産を担保とする信用供与の方針が設けられており、かつ、当該方針において、エクスポージャーの額に応じて確保すべき担保の額、当該内部格付手法採用最終指定親会社が当該担保を迅速に処分する能力、処分可能価格又は市場価格を客観的に設定する能力、専門家による評価又は鑑定その他の評価額を速やかに入手できる頻度及び担保の評価額が変動する幅が考慮されていること。